

第1回策定委員会資料(H29.5.25)

資料(議題(4)関係)

介護保険事業計画策定のスケジュール
について

1. 第7期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、先般、社会保障審議会介護保険部会においてご議論いただいたところである（「参考資料1.」参照）。

今後、議論を踏まえて具体的な検討を進めていくが、基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、次のとおりであるので、都道府県及び市町村は、第7期介護保険事業（支援）計画（以下、「第7期計画」という。）作成に向けて遺漏なきようお願いする。

(1) 基本指針の見直しにあたっての基本的な考え方

ア 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から、「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である。今後、高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要がある。

特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定され、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。

イ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

このような状況を踏まえ、保険者である市町村においては、

- ① 各保険者において、それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。
- ② 実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。
- ③ この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、

効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進する。

- ④ これら様々な取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。

の取り組みを繰り返し行うこと、すなわち、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要である。

また、都道府県は、必要に応じて市町村に対し、実施上の助言をす
るほか、市町村職員等に対する研修の実施や医療職やその他の専門職の派
遣に関する職能関係団体等との調整を行うなどの積極的な支援を行う
ことが重要である。

ウ 2025（平成 37 年）年度を見据えた第 7 期計画の作成

このような背景から、各市町村においては、今後の高齢者（被保険者数）の
動向を視野に入れながら、2025（平成 37）年度の介護需要、サービス種類ご
との量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらを踏
まえた中長期的な視野に立って、関係者との議論のもと、第 7 期から第 9 期に
おける段階的な充実の方針とその中での第 7 期の位置づけを明らかにし、第 7
期において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要であ
る。

具体的には、平成 27 年度～29 年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、第 7
期計画期間中の市町村の取組を基礎として平成 37 年度の推計を行う。この推計
は単に将来の推計を行うだけではなく、第 7 期におけるサービスの充実の方向
性、生活支援サービスの整備及び医療・介護の提供体制の整備等により平成 37
年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら設定することを期待する
ものである。

なお、推計に際しては、都道府県が医療計画の一部として作成する地域医療
構想とも整合性がとれたものとすることが重要である。

エ 医療計画との整合性の確保

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画につ
いては、平成 30 年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとな

る。

このため、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を確保することが必要である。

また、医療計画の一部として作成された地域医療構想と、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

オ 第6期計画の実施状況の確認、評価及び把握

第7期計画の作成にあたって、まずは、第6期計画の実施状況について、平成27年、28年の実績値などを踏まえながら、第6期計画での見通しとの比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理することが重要である。

また、給付状況や要介護認定率等については介護保険事業状況報告のデータのほか、地域包括ケア「見える化」システムによる他の保険者との地域間比較・分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、保険者として取組と要因を整理することが重要である。

さらに、平成28年3月25日に会計検査院から国会へ報告された平成27年度の決算検査報告において、厚生労働省として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所のサービスの特性又は利便性等について、保険者、事業所、ケアマネジャー、要介護者等に対して一層の周知等を行うこととされたところである（「参考資料2.」参照）。

各市町村においては、平成30年度からの第7期計画の作成にあたって、上記のサービスを含めた利用状況の一層の把握やサービス内容の周知等に積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 第7期計画の策定プロセスと支援ツール

ア 議論に基づく施策反映

介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である。

このため、保険者として地域の課題を把握した上で、地域の将来像をどう描

き、どのような保険料水準で、どのようなサービス水準を目指していくのかについて、住民や関係者の意見を聞きながら保険者として判断し、第7期計画において明確に示すことが必要である。

これまでの介護保険事業計画の作成にあたっては、一般的には現状の実績値や、将来の年齢別人口の変化をもとにしたワークシートによる自動計算結果(自然体推計)に基づいた計画作成が一般的であった。しかし、地域マネジメントや保険者機能の強化が重視される中で、保険者である市町村は、目指すべき目標を示していくことが求められている。

この目標を実現するための方向性を示すためには、現状をもとに、これまでの人口構造の変化等により、単純に直近のサービスの利用量等を伸ばしていく、いわゆる自然体推計に加え、これに施策を反映するため、計画作成委員会等の場において、地方自治体独自の調査結果や地域ケア会議で把握された地域課題、さらに以下のイで掲げる各種調査の結果等を材料としたうえで、幅広い関係者によって議論していただくことが必要である。

その際は、地域課題等への対応策を検討して、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけていく必要がある。

イ 要介護者等の地域の実態把握

市町村が第7期計画を作成するにあたり、市町村が介護保険の保険者としてその能力を発揮するためには、給付実績等の要因分析、地域の高齢者の状況の把握等を行うことが重要である。それに資するよう国としても次のとおりの支援ツール等を提供しているため、これらを積極的に活用していただき、計画作成委員会等で十分に議論した上で、保険者として取り組むべき施策等を第7期計画へ反映していただきたい。

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

これまで、設問数が多い等の課題があった日常生活圏域ニーズ調査の調査項目を見直し、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票や実施の手引きをお示ししたところである。この調査結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、日常生活圏域単位で視覚的に把握することが可能となるため、各市町村においては、積極的な登録をお願いする。

なお、調査結果を登録するための地域診断支援情報送信ソフトについては、5月頃を目途に提供していく予定である(「参考資料4.」参照)。

(イ) 在宅介護実態調査

「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、「在宅介護実態調査」を提案し、調査票や調査手法を示したところ、多くの地方自治体で本調査を実施いただいているところである。この調査結果を集計、分析し、グラフ等を作成する集計分析ソフト、7つの地方自治体において試行的に調査した結果及び考察例を厚生労働省のホームページに近日中に掲載するので、調査結果を活用して計画を作成するための支援ツールとして活用いただきたい。

(ウ) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

現在、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、基本的な給付分析の手順や計画作成への活かし方等を記したガイドラインを作成しており、早期に都道府県や市町村へ提供していく予定である。各市町村におかれては、データに基づく課題分析を実施する際に、また都道府県におかれては、市町村を支援する際に活用いただきたい。

ウ 都道府県における市町村支援

都道府県においては、市町村介護保険事業計画に記載されている在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策等が推進されるよう、必要な後方支援・広域調整などに取り組むことが重要となる。

このため、都道府県が作成する介護保険事業支援計画においては、在宅医療・介護連携推進事業に対する医療部局との連携を含め、より実効的な市町村支援を盛り込む等、都道府県の介護部局及び医療部局の双方が市町村支援に取り組むこととするとともに、住宅部局をはじめとした関係部局との連携を進めていく取組を示すことが重要である。

さらに、保険者である市町村が保険者機能を発揮するためには、都道府県が市町村を具体的にかつ積極的に支援していくことが求められている。

このため、平成28年度においては、都道府県による支援体制整備のノウハウ抽出を目的に、モデルとなる5道府県から専門的な知識を有する有識者等を保険者に一定期間派遣し、給付費分析を含めた適切な計画作成等に関するアドバイスをを行う試行事業を実施している（「参考資料3.」参照）。

平成29年度においては、すべての都道府県で本事業を実施することとしている（「参考資料13.」参照）。都道府県におかれては、本事業の積極的な活用

より、第7期計画作成において保険者を支援していただくようお願いする。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」等

ア これまでの取組について

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県、市町村における介護保険事業（支援）計画等の作成・実行を総合的に支援するための情報システムである（「参考資料4.」参照）。

第7期計画作成の支援として提示する推計ツールについては、地域包括ケア「見える化」システム内の「将来推計機能」として、平成28年7月27日に2.0次リリースとして、試行版推計ツールを提示したところである。あわせて、都道府県等の担当者を対象とした操作講習会を開催し、各都道府県において伝達講習会の開催をお願いしたところである。

イ 今後のリリース

平成29年3月下旬に予定している3.0次リリースでは、平成28年11月に実施した市町村等からの意見集約を踏まえ、表示されるエラーメッセージの改善や施策反映を可能とする項目の追加等の機能拡充を行った暫定版推計ツールをお示しする予定である。また、自然体推計の計算過程を確認・理解することを目的とした「自然体推計の計算過程確認シート」というエクセルファイルが地域包括ケア「見える化」システムからダウンロード可能となる予定である。

平成29年夏頃に予定している4.0次リリースでは、制度改正への対応のほか、小規模保険者向けに認定者数、サービス利用者において、要介護度を包括的に推計する自然体推計ロジックの追加、都道府県への推計データ提出機能、情報提供機能等を実装した確定版推計ツールをお示しする予定である。

また、平成29年秋頃には、都道府県における推計データ比較機能の拡充や必要利用（入所）定員総数の登録機能等を実装した4.5次リリースを行う予定である。

ウ 将来推計機能の利用促進

将来推計機能を利用するためには、将来推計権限が付与されたユーザアカウントでログインする必要があるが、都道府県別の各保険者による将来推計権限が付与されたユーザアカウント作成状況には差がみられるところである。

平成 29 年度初頭に将来推計機能利用状況の把握を行う予定としているので、各都道府県におかれては、管内市町村に対して積極的な働きかけをお願いします。

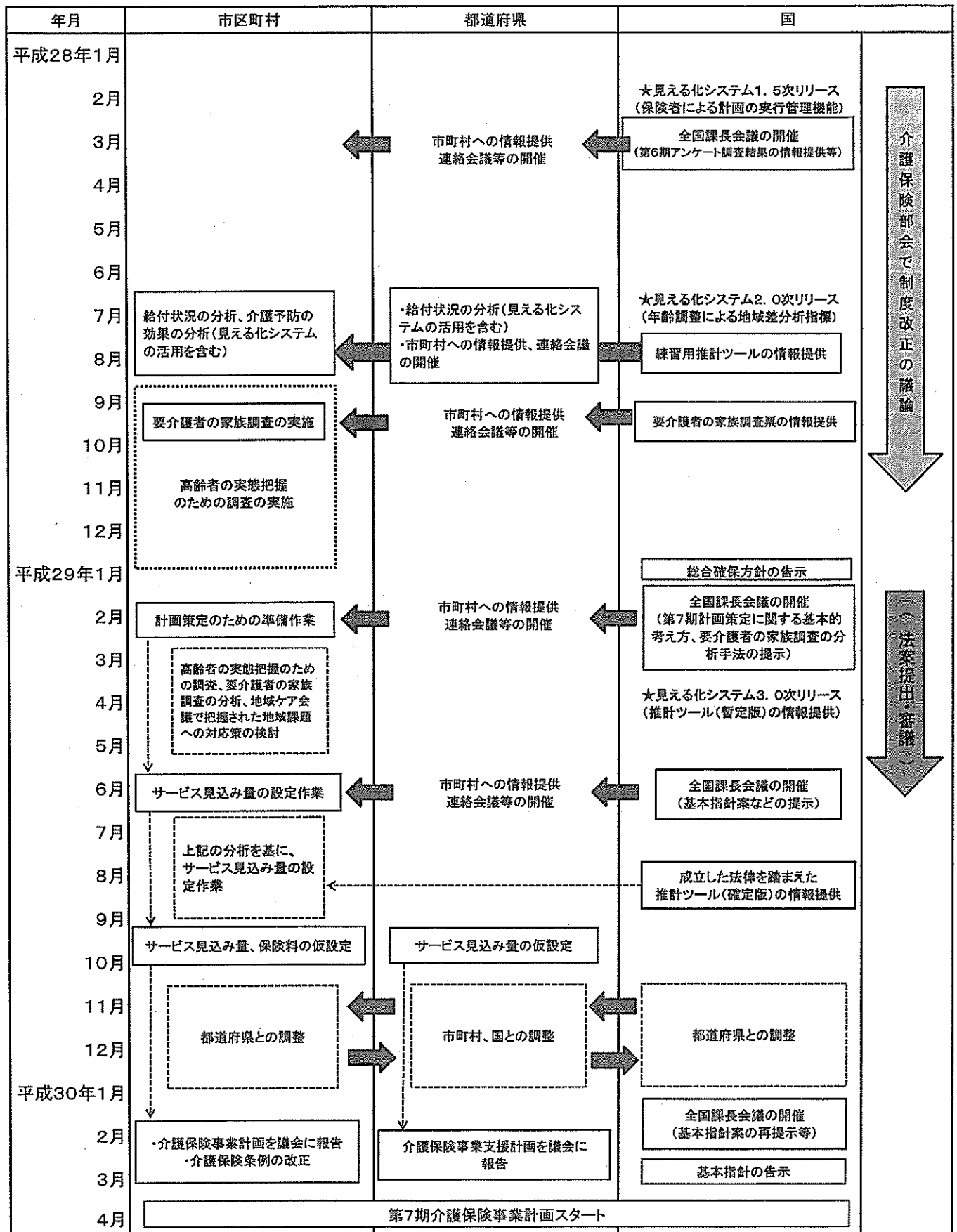
なお、各都道府県には管内市町村の将来推計権限が付与されたユーザアカウントを配布しているが、これは各都道府県が将来推計機能の操作を確認することを目的として配布したものであり、市町村が利用するユーザアカウントではないことに留意すること。

エ 今後の予定等

今回、国会に提出中の法案の審議状況を踏まえて、あらためて全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催し、基本指針案をお示しする予定である。また、本年秋を目途に都道府県に対して、管内の市町村等の介護保険事業計画策定の進捗状況等を確認するヒアリングを、各地方厚生（支）局において実施する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

2. 第7期計画の策定スケジュールについて

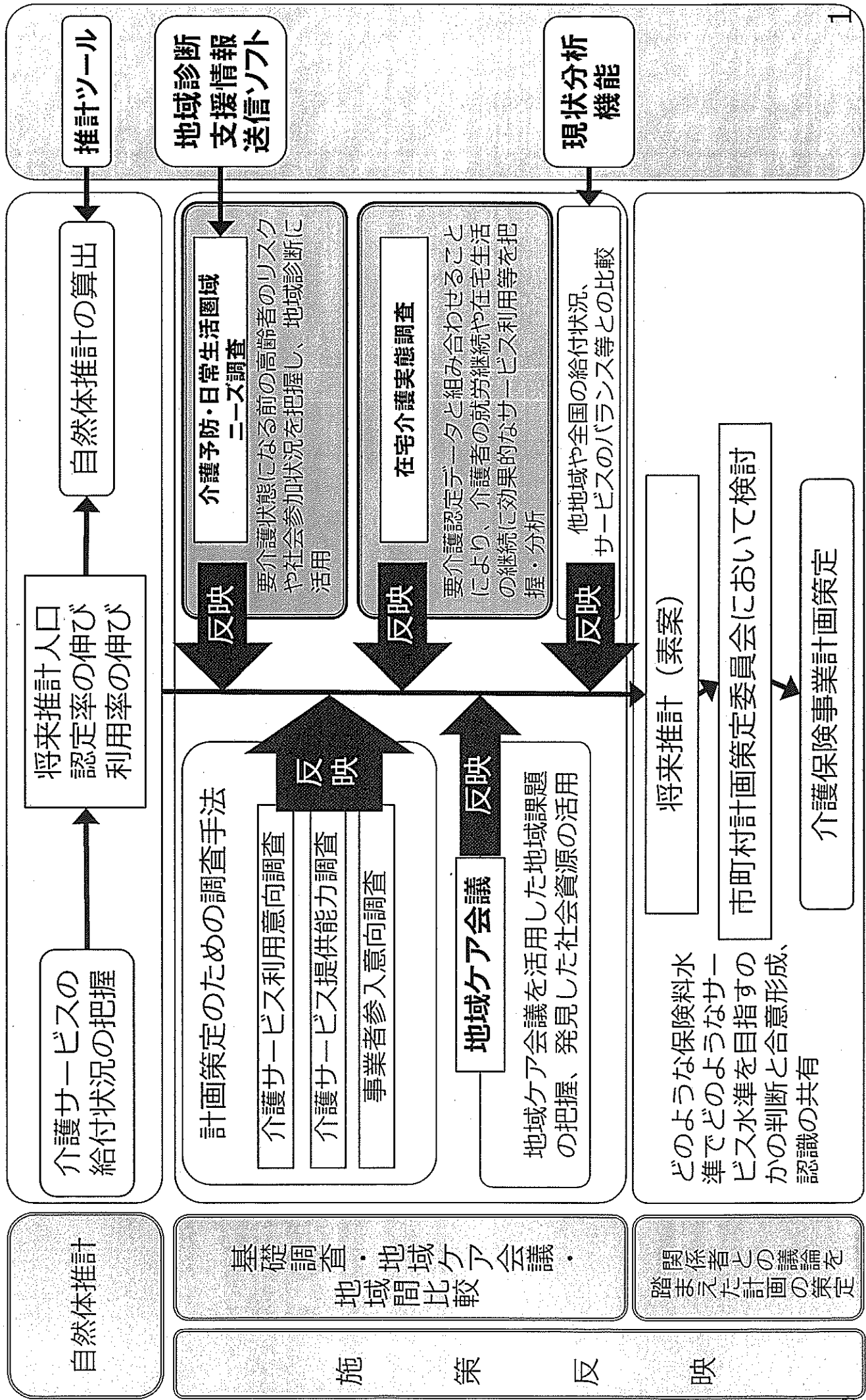
○第7期計画の策定スケジュール(案)



第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

資料2

《「見える化」システム》



社会保障審議会 介護保険部会(第71回)	資料1
平成29年2月27日	

基本指針について

基本指針について

現状・課題

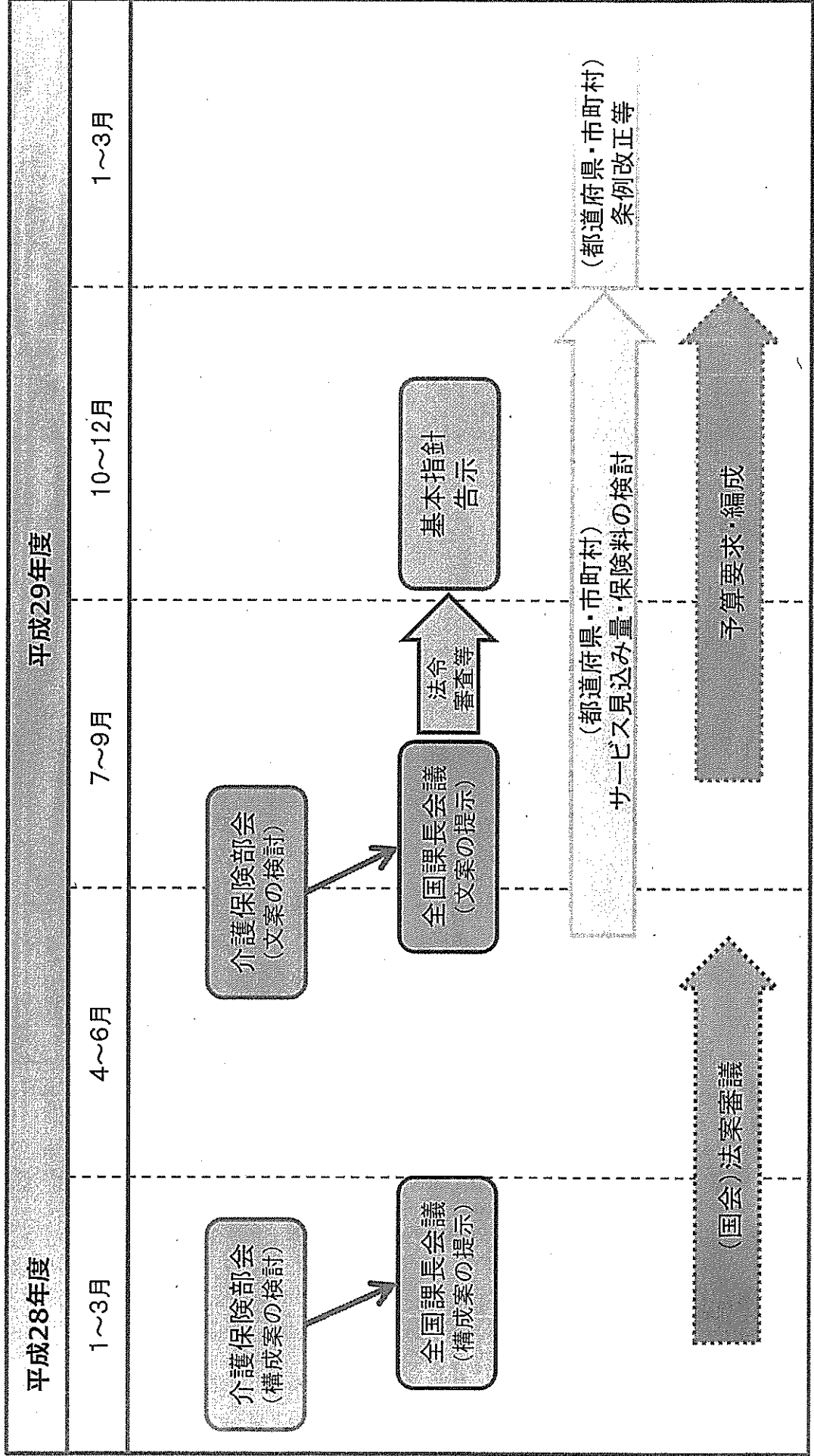
1. 第7期の基本指針の位置付け

- 介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている（現在の基本指針は平成27年3月18日厚生労働省告示第70号として告示）。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・ 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・ その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第7期（平成30年度～32年度）においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくために、第7期の位置付けを明らかにすることが求められる。
- 都道府県介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画と医療計画は、平成30年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、第7期ではこれらの計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまでに以上に求められる。

基本指針について

現状・課題

2. 基本指針の改正に係る今後のスケジュール



基本指針について

現状・課題

3. 第6期基本指針の構成

前文

第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

地域包括ケアシステムの基本的理念 / 認知施策の推進 /
2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標 /
地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり /
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 / 介護サービス情報の公表 /
介護給付の適正化 / 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

【市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
平成37年度の推計及び第6期の目標 / 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 /
要介護者等地域の実態の把握 / 日常生活圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

日常生活圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
各年度における地域支援事業の量の見込み

【市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 /
各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 /
各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 /
介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 /
地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 /
市町村独自事業に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

基本指針について

現状・課題

第3 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

【都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項】

基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 /
平成37年度の推計及び第6期の目標 / 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 /
要介護者等の実態把握 / 老人福祉圏域の設定 / 他の計画との関係 / その他

【都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項】

老人福祉圏域 / 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み /
老人福祉圏域を単位とする広域的調整 / 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

【都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項】

地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 /
介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 /
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 /
介護給付等対象サービスを及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 /
介護サービス情報の公表に関する事項 / 介護給付の適正化に関する事項 /
療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第4 指針の見直し

別表

基本指針について

現状・課題

4. 基本指針の検討にあたって考慮すべき要素

現在、今後の基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素としては、例えば下記のようなものが考えられる。

<地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案関係>

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - 医療・介護の連携の推進等
 - 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ※ 国会の審議を経て成立した場合、基本指針に反映

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成28年12月9日)関係>

- 地域包括支援センターの機能強化
- 新オレンジプランに基づく認知症の容態に応じたサービスを受けられる仕組みの構築、認知症の人の視点に立った施策の推進等
- 介護人材の確保(生産性向上・業務効率化等)
- 都道府県による研修や医療職派遣に関する調整等

<「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成28年12月26日一部改正)関係>

- 医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保できるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置
- 病床の機能分化・連携の推進に伴う在宅医療等の新たなサービス必要量における医療計画と介護保険事業(支援)計画の整合性の確保と医療・介護の提供体制の整備

<その他、基本指針の検討にあたって考慮すべき要素>

- 介護をしながら仕事を続けることができる、「介護離職ゼロ」の実現(ニッポン一億総活躍プラン)
- 介護保険事業(支援)計画上での総量規制の取扱いによる介護療養病床及び医療療養病床からの転換支援の継続(療養病床の在り方等に関する特別部会「療養病床の在り方等に関する議論の整理」)